

2025年4月1日改訂

介護老人保健施設みかじま褥瘡対策指針

1. 総則

介護老人保健施設みかじま（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡に対する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3. 褥瘡予防対策担当者の決定

(1) 褥瘡予防対策担当者の定義

施設長は、褥瘡の発生防止に必要な知識及び技能を有するものとして、（褥瘡予防対策委員会の中から）委員長を1名指名し、当施設内の褥瘡予防対策を担当させる。
なお、委員長は看護・介護業務等の他の業務の兼務を可とする。

(2) 褥瘡予防対策委員長の職務

褥瘡予防対策委員長は、サービス担当者会議等に出席し、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。

4. 褥瘡予防対策委員会の設置

(1) 目的

当施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために、当施設に「褥瘡予防対策委員会」を設置する。

(2) 褥瘡予防対策委員会の構成

褥瘡予防対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

ア 施設長

イ 褥瘡予防対策委員長

ウ 看護職員

エ 介護職員

- オ 栄養士
- カ 理学療法士
- キ その他施設長が必要と認める者

(3) 褥瘡予防対策委員会の開催

褥瘡予防対策委員会は、委員長の召集による褥瘡予防対策委員会を定期開催（月1回）し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- イ 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- エ 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること
- カ その他、当施設内の褥瘡の発生のための必要な事項に関すること

5. 褥瘡予防の手順

(1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策委員長は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルに従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなければならない。

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策委員長は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6. 褥瘡予防対策に関する研修

褥瘡予防対策委員長は、あらかじめ褥瘡予防対策委員会において作成された研修計画に従い、主に看護・介護職員を対象とした褥瘡対策に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

7. 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受けが出来る体制を整備するように努める。

8. その他

(1) 記録の保持

褥瘡予防対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は2年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

介護老人保健施設みかじま

褥瘡排泄委員会規程

(目的)

第1条 施設内における褥瘡保有者の実態を把握し、適切な治療が提供できるとともに施設内全体の褥瘡予防および治癒環境が整えられることを目的とする。

(構成)

第2条

1. 委員会は各部署から選出された職員をもって構成する。
2. 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができるものとする。

(職務)

第3条 委員会は次の事項を運営、審議する。

1. 施設内における褥瘡発生状況の把握、及び治癒状況に関する事
2. 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関する事
3. 褥瘡に関する研修の企画、及び実施
4. 褥瘡予防のためのマニュアルの作成
5. その他褥瘡に関する事

(委員会)

第4条

1. 委員会は原則として、月1回開催する。
2. 委員長は委員会の議長となる。
3. 委員長は必要があると認めたときは関係者を会議に出席させ、意見を求めることがある
4. 委員にやむを得ない事情がある場合は、所属部署の代理人を認める。

(その他)

第5条

委員会議事内容は、必ず議事録として書面に残し、2年間保管する。

附則 この規程は令和7年4月1日より施行する。